



「日本キリスト教会憲法」改正案 解説 (5)

— 教師の務めについて —

八田牧人

第6条 (教師)

- 1 教師は、規則に従い、説教と聖礼典を行なうために按手礼をもって任職された者である。教師の籍は中会に属する。
- 2 教会を牧する務めにつかせられている教師、および中会の命によって伝道所につかわされている教師を、牧師という。牧師は、主に従う者を養い育て、キリストのからだなる教会を建てる責任を負う。
- 3 日本キリスト教会神学校の専任の教師を神学教師といふ。神学教師は、日本キリスト教会の牧師としての経験を持つ者の中から選ばれる。
- 4 日本キリスト教会の牧師としての経験を持つ者で、キリスト教主義学校、神学研究所、病院、内外伝道団体等において、広く宣教活動に従事することを中会が認めた教師を宣教教師といふ。

第7条 (教師試補)

- 1 教師試補は、規則に従い、教師候補者として伝道に従事することを認可された者である。教師試補の籍は中会に属する。教師試補は、中会の指導と訓練のもとに置かれる。
- 2 教会及び伝道所において伝道に従事する教師試補を伝道師といふ。

務めの内容を明確に

現行の憲法でも、まず教師を「規則に従い、按手礼をもって聖職に任せられたもの」と規定しています。そして、「1箇もしくは数箇の教会を牧することに任せられた教師を牧師」、「中会の命によって、牧師のない教会を監督し、また伝道に従事する教師を宣教教師」、「大会において認可された神学校の教授である教師を神学教師」であると定めています。しかし、従来の規定の表現では、「牧師」と「宣教教師」という名称が「務めの内容」なのか「教師の呼称」なのか、明確ではなかった面があります。

ですから、教会にいるのが「牧師」、伝道教会・伝道所に遣わされたのが「宣教教師」、神学校で教えているのが「神学教師」といった慣例的的理解が成立したりしていました。また、教師試補の教会での呼称も、「副牧師」や「主任者」と幅がありました。

そこで憲法改正案は、「務めの内容」を努めて明確にしようとしています。教師の務めは「説教と聖礼典を行

なうため」のものであり、「教会を牧する」務めも「中会の命によって伝道所につかわされて」の務めも、「主に従う者を養い育て、キリストのからだなる教会を建てる責任を負う」ことであるから、どちらも「牧師」と呼ばれるのだと規定しています。そして、教師試補は「教師候補者」であり、その呼称は「伝道師」とすることを定めています。

務めの拡がり

以上からも明らかな通り、わたしたちの教会が、「教師の務め」の第一として「宣教に従事し、教会を建てる」ことを考えています。しかし、この務めを果たすためには、今までとは違った自覚的な「務めの拡がり」が必要なのです。何故なら、今日、わたしたちが「伝道」すると言う時、同時に、その「宣教」や「伝道」の内容がどのようなものであるかが問われているからです。その問いに応える必要があります。「何を」、「どのようにして」、「誰に向かって」語るのか、また語ってきたのかを吟味するためには、知識ばかりではなく、幅広い経験や実際の行動が必要とされます。

もちろん、「会員はすべて、キリストのからだなる教会の肢として、教会の務めにあずかる栄光と責任を負う」(第5条第5項)のですから、「伝道」は、教会に連なる全ての人々の連帯と共生によって組み上げられていくものです。けれども、「説教と聖礼典」をつかさどる教師自身も、「宣教」の言葉を正しく産み出す務めを果たすために、活動の領域を教会以外に置くことがあります。

改正案にある「宣教教師」の活動の場は、「キリスト教主義学校、神学研究所、病院、内外伝道団体等」です。教会ではありません。しかし、学校や病院における宗教主任やチャプレン、カウンセラー等々の務めは、聖書やキリスト教に触れたことのない人に向かって、その人のために「語りかける活きた言葉」を持つための努力の積み重ねなのです。これらの活動や経験が加えられるとき、教会で語られる「宣教」や「伝道」のための言葉は、ただ単なる知識や認識の伝達ではなく、活力と拡がりを獲得することになるでしょう。何故なら、「牧師」としての経験を持つ者が、中会の承認を得て、「宣教」のために派遣されるからです。改正案は、「宣教」の活力ある拡大に仕えるものとして「教師」を捉えているのです。

(前「信仰と制度」に関する委員・札幌発寒教会牧師)